

(別紙)

損害保険について

1 教育実践を行うための条件

損害保険に加入していることが、「採用前教職インターンシップ」における、教育実践を行うための条件です。

以下の補償内容が満たされていることが必要ですので、確認してください。

2 必要な補償内容等

- (1) 被保険者は本制度を利用する学生本人であること。
- (2) 補償期間が、契約活動期間を包含していること。
- (3) 傷害補償（被保険者自身に対する補償）と賠償補償（対人・対物の補償）の両方を補償内容としていること。

※ 既に学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険等に加入している場合は、新規の加入は不要です。

※ 加入している保険が傷害補償のみの場合は、新たに賠償補償を追加するか、傷害補償と賠償補償の両方がある保険に加入し直すかが必要となります。

3 損害保険に加入していない方へ

上記2の条件等を満たし、個人で加入できる損害保険について紹介します。

① 保険名	学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）及び学研災付帯賠償責任保険（略称「学研賠」）
② 加入対象者	学研災：（公財）日本国際教育支援協会の賛助会員大学の大学院、大学又は短期大学に在籍する学生 学研賠：学研災に加入している学生
③ 問い合わせ先	申込や手続きの詳細は在籍する大学の担当窓口（学生部や学生支援センターなど）へ問い合わせてください。

4 注意事項

下記のボランティア保険では、「採用前教職インターンシップ」は補償の対象となりませんので注意してください。

① 保険名	「ボランティア活動保険」
② 問い合わせ先	山口県ボランティアセンター 〒753-0072 山口市大手町9-6（山口県社会福祉会館内） TEL：083-922-7786